



「平成28年度 臨時福祉給付金」
「障害・遺族年金受給者向け給付金」
を支給します

消費税の引き上げに伴う所得の少ない方々への影響を緩和するため「臨時福祉給付金」を支給します。また、支給対象者のうち、障害基礎年金・遺族基礎年金などを支給している方には「障害・遺族年金受給者向け給付金」を支給します（高齢者向け給付金の受給者は対象外です）。

対象と思われる方には8月22日(月)に申請書を発送します。
■問／地域福祉課 ☎5355-1111(内線5991)

① 平成28年度 臨時福祉給付金

■対象者／1人につき3千円
次の全てに当てはまる方

①平成28年1月1日時点で本市に住民登録がある方(1月2日以降に市外に転出された方も含む)

②平成28年度市県民税が課税されていない方

※市県民税課税者に扶養されている場合(下記Q&AのQ3参照)や生活保護を受給している場合は対象外。

② 障害・遺族年金受給者向け給付金

■対象者／1人につき3万円
次の全てに当てはまる方

①前述の臨時福祉給付金の対象となる方

②平成28年5月分の障害基礎年金・遺族基礎年金などを受給している方

※ただし「高齢者向け給付金」(下記Q&AのQ4参照)の受給者は対象外。

◆①② 共通

■申請期間／8月22日～11月30日
(当日消印有効)

■申請方法／8月22日(月)に給付金の対象と思われる方に申請書を発送します。必要事項を記入・押印の上、返信用封筒に申請書と添付書類を同封し、郵送で

■添付書類

・本人確認書類のコピー(申請書に記載されている方全員の運転免許証や健康保険証、身体障害者手帳など)
・振込口座の通帳などのコピー

【申請者が名義人になつていないもので、口座名義人(力ナ)の店番号、口座番号が記載された表紙裏面】

■支給方法／審査後、対象の方へ給付金を指定口座に振り込みます。

※振り込みは10月以降。

臨時福祉給付金Q&A!



Q1 相談は、どこでできるの？

A コールセンターと相談窓口で相談できます。

●電話相談

・申請に関すること

市臨時福祉給付金等コールセンター
☎0120-14-9292

【8月22日～11月30日
月～金曜日(祝日を除く)
午前8時30分～午後5時15分
制度に関すること

厚生労働省給付金専用ダイヤル
☎0570-0037-1192

【午前9時～午後6時】
●相談窓口

本庁2階に窓口を開設。

【8月22日～11月30日
月～金曜日(祝日を除く)
午前8時30分～午後5時15分

Q2 1月2日以降に福島市に引っ越してきました。福島市から支給されるの？

A 1月1日時点で住民票のある市町村から支給されます。

申請期間や手続き方法は市町村により異なりますので、該当の市町村にお問い合わせください。

Q3 臨時福祉給付金での「扶養」されている場合とは？

A 税法上の扶養で、控除対象配偶者や扶養親族などに当てはまる場合です。

健康保険の扶養ではありません。

Q4 「高齢者向け給付金」って、なに？

A 平成28年前半に所得の少ない高齢者に支給した給付金です。

平成28年度中に65歳以上になる方で、平成27年1月1日時点で福島市に住民登録があり、平成27年度市県民税が課税されていない(課税者に扶養されている場合や生活保護を受給している場合を除く)方を対象に支給しました。

※対象と思われる方には申請書を送付し、申請は7月29日(金)に締め切りました。